⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。なお、紙入札方式の承諾に関しては熊本防衛支局総務課契約審査係に承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年11月６日付支出負担行為担当官熊本防衛支局長）に示すところにより、装備施設本部長から鹿屋⑸保管庫新設土木工事に係る特定建設工事共同企業体として、資格審査結果通知書を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から土木一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した土木一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。

⑷　平成10年度以降に、元請けとして、現場打ち鉄筋コンクリート造カルバート（内空断面積40㎡以上）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下、「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

イ　平成10年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、熊本防衛支局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案（２課題）

・「保管庫覆土の盛土施工に関する配慮事項について。」

（着目点）

保管庫の覆土に使用する購入土砂「しらす」は、盛土としての支持力が充分期待できる材料である反面、ほぐした状態での透水性が良いとの特性を有していることが法面崩壊を招く一因ともされるなど「水に弱い」というリスクを孕んだ材料でもある。

このため、盛土するにあたっては、充分締め固め効果のある機種を選定するとともに降雨の影響を受ける前に締め固めを了しておくなど、それらの特性に充分配慮した施工を行う必要がある。

このことから、覆土の盛土施工に関して、

①　盛土（構造物付近以外）における締め固め（転圧）機種に関すること。

②　構造物付近における盛土の締め固め（転圧）機種に関すること。

③　盛土の密度管理に関すること。

④　盛土施工中の降雨対策に関すること。

⑤　盛土材（しらす）の出荷管理に関すること（仮置き土が残らないようにするための配慮）。

に着目し、各項目毎に提案を求めるものである。

・「土工作業及び資機材等の搬出入が周辺環境へ及ぼす影響を低減するための配慮事項について。」

（着目点）

本工事の施工に当たっては、多量の購入土砂及び資機材等を搬出入するとともに相当期間において土工作業を行う必要がある。一方、当現場の近傍においては、飛行場及び工事用車両の進入ルート上の基地正門前に地元の観光スポットである「海上自衛隊鹿屋航空基地史料館」が所在する。

係る環境のなか、工事を円滑に進めるためには、飛行場に対しては土工作業にて発生する粉じん、濁水を抑制することが、また、同史料館に対しては、工事車両の運行により発生する粉じん及び交通渋滞を抑制することが必要である。このことから、飛行場に対しては、

①　工事現場内から発生する粉じん対策に関すること。

②　工事現場内から発生する濁水対策に関すること。

また、同史料館に対しては、

③　工事関係車両の運行に係る土砂飛散及び粉じん対策に関すること。

④　工事関係車両の運行管理に関すること（基地正門付近の渋滞対策）。

⑤　工事関係車両への教育に関すること（基地正門付近の渋滞対策）。

に着目し、各項目毎に提案を求めるものである。

１課題に対する技術提案数は最大５つまでとする。

なお、技術提案数が５つを越えた場合は、当該技術提案に係る配点は０点とする。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制